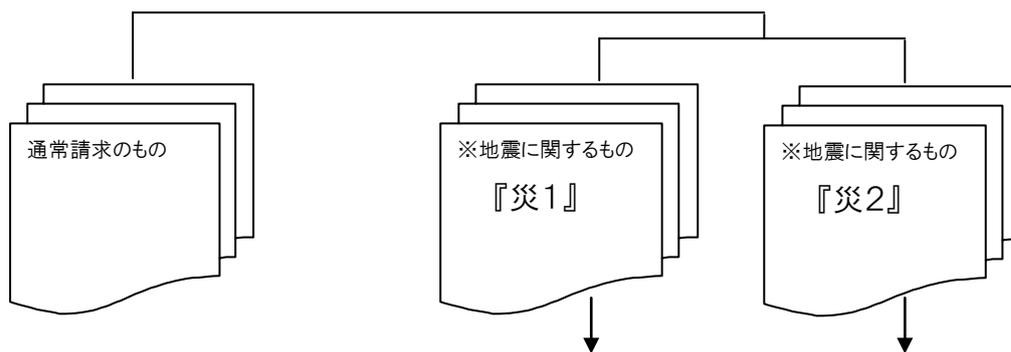


【 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬請求書等の編綴方法 】

○地震に関する特例的な処理として、以下の編綴方法でご提出願います。

【 被災者に係る一部負担金等の猶予措置対象者等のレセプトについて 】

通常請求のもの、東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関するものについては、別で編綴をしてご提出ください。



※地震に関するものとして編綴するレセプトは以下のとおりとなります。

- ①記号・番号が確認できない場合で、明細書の欄外上部に赤色で(不詳)と記載するレセプト(別紙1の請求事例2)
- ②猶予措置の対象となったレセプト(別紙1の請求事例1又は3のパターン①)
- ③猶予措置の対象となったレセプト、対象とならなかったレセプトの2枚一組で作成されたもの  
(別紙1の請求事例1又は3のパターン③参照)
- ④猶予措置の対象とそれ以外に分けることが困難なレセプト(別紙1の請求事例1又は3のパターン②参照)

【 「地震に関するもの」における診療報酬請求書等の編綴方法について 】

「地震に関するもの」の編綴については、原則「通常請求のもの」と同様の編綴方法とします。

ただし、県内明細書及び県外請求書等については以下の順番が前提条件として加わります。

- ①記号番号が確認できない場合で、明細書の欄外上部に赤色で(不詳)と記載するレセプト(別紙1の請求事例2)
- ②猶予措置の対象となったレセプト(別紙1の請求事例1又は3のパターン①)
- ③猶予措置の対象となったレセプト、対象とならなかったレセプトの2枚一組で作成されたもの  
(別紙1の請求事例1又は3のパターン③参照)
- ④猶予措置の対象とそれ以外に分けることが困難なレセプト(別紙1の請求事例1又は3のパターン②参照)